

いわて県 農業会議通信

令和3年度スローガン

実践しよう！地域農業マスタープラン

No. 68

「今こそプランの実践活動にみんなの力を結集しよう！」

令和2年度は、地域農業マスタープランの実質化の推進が農業委員会組織の最重点活動でしたが、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し3密を避けざるを得ない状況となり、農業委員・農地利用最適化推進委員の現地活動も制限を余儀なくされましたが、委員等関係者の使命感に燃えた活動もあって、多くの地域でプランの実質化に向けた取組がなされました。

そうした中で、昨年11月に公表された2020年農林業センサスの概要版では、岩手県の基幹的農業従事者数が5年間で25%減少し、65歳以上の割合は5年間で68%から74%へと増えています。



下村専務理事
兼事務局長

この数値の意味するところは、地域農業の主力である農業経営者の減少と高齢化が急激に進んでおり、今後、5年から10年後には、多くの農業経営者がリタイヤする可能性が高いということです。このことは、センサスの数値を見るまでもなく、プランの実質化に向けた地域の話し合いの中で多く語られた課題です。

一方、国段階では、規制改革推進会議を中心に農業委員会制度改革の5年後検証が議論され、「農委員会の活動が実績（農地集積面積）にどのように結びついているのか。成果が不十分ならば農業委員会の存在意義が問われる。」などの意見が出されています。この議論の先には、農地の管理を農業者から切り離し、農地は生産資本のひとつであり、利益をあげられる者に自由に使えるべきとの考えが見え隠れします。

令和3年度は、一部には話し合いを継続して実質化を目指す地域もありますが、多くの地域では、プランが目指す将来の農業・農村づくりに向けて実践に取り組む年となります。その中で、農業委員会組織は、必須業務である農地利用最適化活動として「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に注力し、その成果を示さなければなりません。

しかし、地域農業を守り発展させるためには、農業委員会の活動のみならず、地域づくり推進は市町村はじめ行政の役割が大きく、産地づくりは農業協同組合が力を発揮する分野であり、担い手や新規就農者の確保・育成は、関係機関・団体が協力して取り組む課題です。

これまで、プランの実質化のために、地域の関係者による推進体制を構築し、地域の農業者を巻き込んで話し合いの場を設定してきました。この貴重な財産をフル稼働させ、皆でプランの実践に取り組みましょう。



令和2年度 定期総会開催



令和2年度定期総会を3月12日、エスポワール2階ホールで開催しました。

杉原会長は開会にあたり、前日に東日本大震災・津波から10年目を迎えたことにふれ、「犠牲となられた方々のご遺族の皆様に対し、改めて衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々がこれまで様々な苦難を乗り越えて、復旧・復興に尽力してこられたことに対し敬意を表します」と述べました。

また、令和3年度の事業については、「コロナ、大雨、大雪被害と、これまで経験したことのない状況が続いておりますが、我々は不屈の精神でそれぞれ互いに助け合いながら、この未曾有の危機を乗り越えていくのだろうと思っております。地域をまとめていくのはものすごくたいへんなことだと思いますが、歯を食いしばって、一緒にがんばっていきましょう」と、今年度の意気込みを語った。

総会では、「令和3年度事業計画及び収支予算」を報告するとともに、「令和3年度会費の額及び徴収方法等の決定」、「令和3年度役員報酬の決定」等3議案全て、原案通り決定されました。

令和3年度事業計画概要

令和3年度はプランの実践に軸足を移すとともに、農業委員会制度改革5年後検証もにらみ、改正農業委員会法が目指す農地利用最適化活動を強化し、具体的な成果を上げなければならないことから、市町村のプラン毎担当者が地区の活動を効果的に支援できるよう、県や農業関係団体との連携体制を維持のもと、農地利用の最適化活動を展開する市町村農業委員会の支援を充実・強化することとしました。

重点取組事項は下表のとおりですが、引続き市町村農業委員会の取組を支援し、農業委員会や農業者の期待に応える農業会議を目指し、活動の一層の充実強化を図ります。（村上俊一）

重点取組事項

- 1 地域農業マスタープランの実質化と実践の推進
- 2 遊休農地の発生防止・解消の推進
- 3 効率的な農業委員会業務の推進と組織態勢の整備支援
- 4 新規就農者の確保・育成と担い手経営体に対する支援
- 5 持続的かつ安定的な業務推進のための組織体制・経営基盤の構築

※総会議案や事業計画は、当会ホームページ(www.iwate-ca.or.jp)に掲示しています。

農業委員の活動紹介

岩手町農業委員会

高村光太郎の「岩手の人」

この詩は、宮沢賢治と仲間達によってこの岩手の地に疎開して来た、高村光太郎のものです。

私は戦後開拓入植2代目の嫁です。この詩と出会った事で、先代から伝え聞いたそのままだと語られていると強く感じました。あれほど苦労して作った田畑が、今は山に近ければ近いほど、遊休農地となり原野へと姿を変えてゆく。里山の有り様は、ゆくに及ばず山の友達に乗っ取られ、注意喚起の為に里山保全を。人がいないと言うなら、中山間地のインフラ整備がほしいですね。管理しやすい様に。遊休農地を使えるようにして、地元の方に使ってもらえる事になったが、登記への促しまではいたらず。個々の事情。

この詩の中で語られている様に、問題に向い、成し遂げたいものです。ネガティブになっても何も良い事はありません。農業委員会自体、何をするとかわからないと言われながら、自分の出来る事は何かと問う。いつも笑顔で、まず話を聞こう。話の中から糸口を見つける。前向きに。

例えば私は第3号被保険者で認定農業者だった。第3号は農業者年金もダメ、みどり年金もダメのダメダメづくしですと回答をもらった。その時一念発起して1号になっていれば、もう少しふえていたかもしれない年金。その時は、土と対話する事と子育てに追われ、回りを見ているヒマがなかった。農業委員になった頃は、自分がダメなら他の人をなんとか幸せにと社会貢献が先に頭にあった。もう少し早い時期に選択肢を若い人に指し示す事も考えてほしい。社会人に巣立つ頃にすりこみをしておくとか、終活をしていると思う事は、「願はくは 花の下にて 春死なむ そのきさらぎの 望月のころ(西行)」。(岩手町農業委員 福土好子)



農地利用最適化推進委員の活動紹介

大船渡市農業委員会

畑中圭吾推進委員は、農業委員を2期務めた後、新制度による初の体制移行となった平成29年11月からは農地利用最適化推進委員として活動を行っています。「少しでも農業者の役に立ちたい」という思いから、ご自身が所有している田畑を耕作しながら、季節ごとに担当地域内の農地パトロールを行い、研修会等意欲的に参加するなど農業委員会活動に熱心に取り組んでいます。

人・農地プランの実質化に向けた活動として、畑中推進委員は令和元年度に担当地域全域を戸別訪問し、農地所有者へのアンケート調査を実施しました。その結果、8割近くの対象者から農地の利用状況と今後の意向の聞き取りが出来ました。また、令和2年度に開催された地域農業マスタープラン座談会では、地域の農業者や関係機関と共に農業における課題、意見等を話し合い、課題解消に向けた方法を模索しました。座談会後に開催された農業委員会の地域推進班会議においては、他地域で挙げられた課題とその解消・改善策、座談会の様子を委員同士で情報共有をするなど、課題解消に向けた活動を考えました。

現在は、農地の利用状況をしっかりと把握し、守るべき農地を明確にすることに力を入れて取り組んでいるという畑中推進委員。耕作放棄地の増加や高齢化など地域の課題として挙げられている問題を、委員会活動を通して日々実感していると言います。今後は、「中山間という集積が難しい地域ではあるが、地域の担い手とコミュニケーションをとりながら、農地を守る活動につながるよう努めたい。」と語っています。



情報交換を行う畑中圭吾推進委員(右)

農業委員会の活動紹介

滝沢市農業委員会

滝沢市農業委員会では、昨年7月に農業委員などの改選が行われた。

改選委員の7割以上の方がメールやラインでの情報伝達が可能で、現地調査の日程調整などに活用し活動している。一方で総会や研修会は、滝沢市新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守しながら開いていた。

昨年11月に一部の委員から、総会や研修会の開催に対し不安視する意見が出たため、協議の結果、リモート総会の開催が提案された。実証試験を2回行い、12月総会から試験的に導入することが決まった。リモート総会では以下3項目のルールを定めた。

- ①パソコンやスマートフォンは各自所有の端末を使用する。
- ②これに係る経費は各自の負担とし、リモートによる参加を希望する委員は事前に事務局に申し出る。
- ③通信障害により意思表示が確認できない場合は審議に影響を与えない範囲で復旧を図る。

昨年度は、リモート総会を4回開催し、当日出席予定の農業委員・農地利用最適化推進委員の内、平均して4割の方がリモート出席者であった。



いわてポラーノの会が達増知事との意見交換会を開催

女性の農業委員と農地利用最適化推進委員で組織する「いわてポラーノの会」（安藤直美会長）は、2月18日に女性委員の資質向上と活動強化に向け、達増知事との意見交換会を盛岡市内で開催しました。

意見交換会では、事務局が同会の活動を紹介し、農業委員2人が農地利用最適化推進活動や地区別懇談会の活動を報告しました。

遠野市農業委員会の佐々木恵美子委員は、遊休農地解消のためにエゴマ栽培を行ったことをきっかけに、農業高校生と栽培やレシピ作成に取り組んだ事例など「農地の有効利用と併せ食育活動にも取り組み、担い手育成につなげていきたい」と今後の展望を話しました。

矢巾町農業委員会の阿部江利子委員は、同町の人・農地プランの実質化の状況を説明し「プラン実質化の話し合いに参画することで、みなさんの営農状況を把握できたことが成果でした。今後の活動が円滑に進めやすくなった」と締めくくりました。

達増知事からは「本県における農業委員会の女性の割合は全国的に高く、活動も活発である。今後もみなさんの活動を全国に発信するとともに、いわてポラーノの会がますます発展してほしい。みなさんの活動を支援していくので、必要があればいつでもお声がけをいただきたい」と激励の言葉をいただきました。

（相場 俊）



達増知事といわてポラーノの会のみなさん
（前列中央が達増知事、同中央右が安藤会長）

「農の雇用事業」と 「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」 の活用について

全国農業会議所では「農の雇用事業」と「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」の参加者を募集しています。

「農の雇用事業」は農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する研修等に対して助成するものです。また、「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」もほぼ同様の事業内容で、30～40代を対象にして実施するものです。事業実施期間は2年間、研修に係る支援として年間最大120万円助成されます。

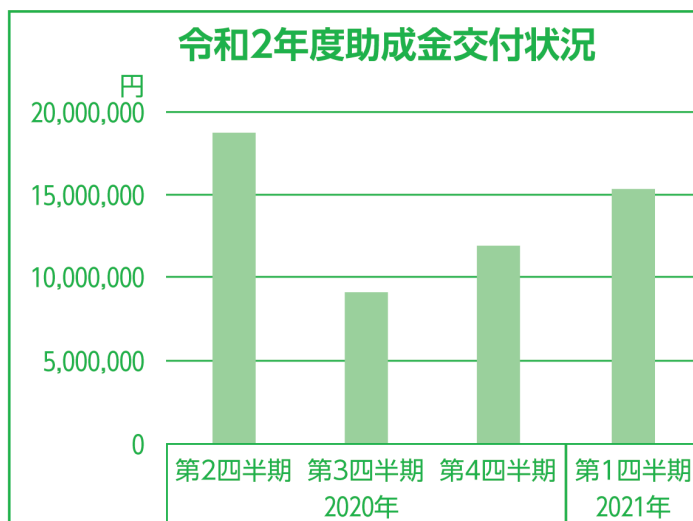
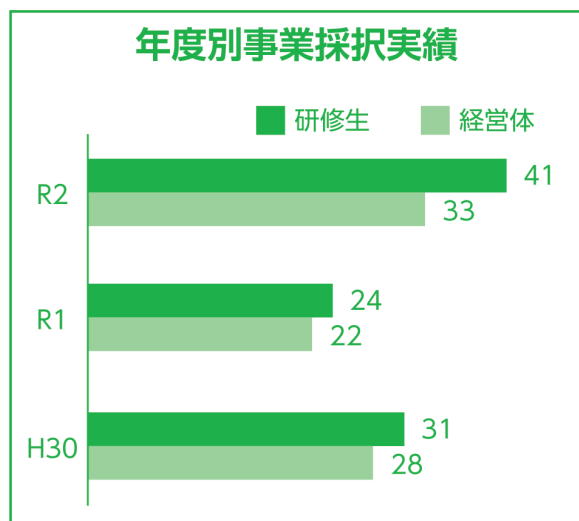
「農の雇用事業」は平成20年度から実施され、本県ではこれまで約150経営体が活用しました。昨年度実施したのは農業法人等41経営体、研修生57名で、新たに採択された農業法人等は33経営体、研修生41名です。

この事業を実施した経営体からは、「指導者も技術習得に努めるようになった」「経営者が雇用管理に努めるなど従業員に接する意識が変わった」「安心して経営できるようになった」など好意的に受け取られています。

また、一度実施した経営体は、その後も事業実施に前向きな傾向が見られ、特に継続した雇用就農あるいは独立就農による農業への定着率が高い経営体では、繰り返し事業を導入する例が見られます。さらに独立就農後の研修生が自ら本事業を活用して研修生を受け入れたり、農業法人の役員や指導者となって新入社員を指導するなど活躍している例も見られるようになってきました。

なお、同一年度内に新しく研修を行える人数は、農業部門の従業員数や指導者数によって制限があることなど、本事業の採択には細かな事業要件、手続きが必要となりますので、気軽に農業会議までお問い合わせください。

また、事業要領や応募様式は全国新規就農相談センター『農業をはじめの.JP』のホームページから、「農業経営者向け」→「農の雇用事業」→「詳しく見る」と順にクリックして、取得することができます。本年度の募集は5月、7月、10月と3回予定されています。（高橋正広）



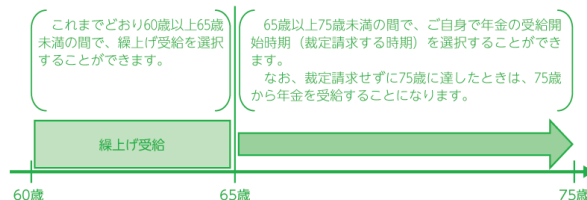
農業者年金加入推進ニュース 【重要なお知らせ】

— 農業者年金制度が改正されます — 平成14年1月から始まった新制度のみが対象です。

1 令和4年4月1日から、農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります！

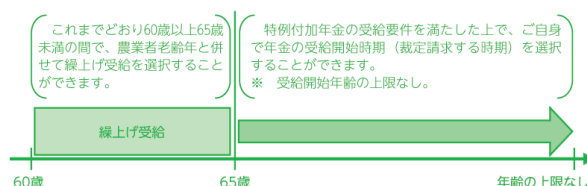
(1) 農業者老齢年金

65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができるようになります。(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象です。)



(2) 特例付加年金

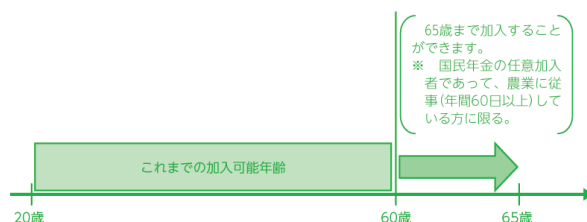
保険料の国庫補助を受けていた方で、経営継承等特例付加年金の支給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができるようになります。なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の制限はありません。(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象です。)



※支給要件の詳細は農業者年金基金、農業会議、農業委員会にお尋ねください。

2 令和4年5月1日から、農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます！

現在、農業者年金に加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、農業に従事（年間60日以上）している方ですが、令和4年5月1日からは、加入可能年齢が65歳まで引き上げられます。ただし、国民年金の任意加入者であって、農業に従事（年間60日以上）している方に限ります。



※60歳以降加入する場合は通常加入のみとなり、再度加入手続きが必要になります。

また、国民年金の付加年金保険料を納付する義務は変わりません。

上記①、②のように令和4年度から農業者年金の受給の際の選択肢が広がります。令和3年度の普及啓発や戸別訪問の際には、資格のある方に広くお知らせしましょう。(菅原 聡)

全国農業図書新刊案内

新刊シリーズ刊行開始！電子書籍でもお買い求めいただけます。

作目別 新規就農NAVI 1 野菜編

新規就農に関心を持ち、作目を絞って具体的な行動を起こそうと考えている方に必要となる基礎知識を示す道案内（ナビ）です。

野菜作で就農する場合の産地や制度、品目別経営収支や必要となる資金、労働力などの基礎知識に加え、相談・体験・現場見学を経て就農に至る道のりを網羅しています。

コロナ渦で農業や農村への関心が高まり、相談者が増え続ける中で刊行された本書は、新規就農をめざす皆さまが分かりやすいよう丁寧に書かれています。

図書コード：R02-42 B5判・25頁 定価：440円(税込) 送料実費

お申し込みは 一般社団法人岩手県農業会議へ

TEL：019-626-8545 FAX：019-629-9210

